

令和4年第1回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示.....	1
○応招・不応招議員.....	2
第1日 4月21日（木曜日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
○職務のため出席した者の職氏名.....	4
開 会（午後 3時20分）.....	5
○開会の宣告.....	5
○諸般の報告.....	5
○会議録署名議員の指名.....	5
○会期の決定.....	5
○同意第 1号 板倉町固定資産評価員の選任について.....	6
○承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）.....	6
○承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）.....	7
○承認第 4号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）.....	8
○承認第 5号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）.....	10
○議案第15号 町有財産の取得について.....	10
○議案第16号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について.....	11
○町長挨拶.....	19
○閉会の宣告.....	21
閉 会（午後 4時26分）.....	21

板倉町告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和4年第1回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月18日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和4年4月21日
2. 場 所 板倉町役場 議場
3. 付議事件
 - (1) 板倉町固定資産評価員の選任について
 - (2) 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）
 - (3) 専決処分事項の承認について（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
 - (4) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (5) 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）
 - (6) 町有財産の取得について
 - (7) 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉 清	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間		議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	延 山	宗 一	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	今 村	好 市	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

4 月 臨 時 町 議 会

(第 1 日)

令和4年第1回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年4月21日（木）全員協議会終了後開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 同意第 1号 板倉町固定資産評価員の選任について

日程第 4 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 6 承認第 4号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 7 承認第 5号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第 8 議案第15号 町有財産の取得について

日程第 9 議案第16号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	延山	宗一	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	今村	好市	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
赤坂	文弘	教	育長
峯崎	浩	総	務課長
伊藤	良昭	企	画財政課長

高瀬利之	税務課長
川田亨	住民環境課長
小野寺雅明	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
橋本貴弘	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
丸山英幸	会計管理者
小林桂樹	教育委員会 教務局長
橋本貴弘	農業委員会 農事局長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
本田明子	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 会 (午後 3時20分)

○開会の宣告

○今村好市議長 ただいまから告示第52号をもって招集されました令和4年第1回板倉町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○今村好市議長 ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、臨時会に付議される案件は、人事関係の同意1件、専決処分事項の承認4件、町有財産取得案件1件、補正予算議案1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○今村好市議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

4番 本 間 清 議員

5番 小 林 武 雄 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○今村好市議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、本日4月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

荒井議会運営委員長。

[荒井英世議会運営委員長登壇]

○荒井英世議会運営委員長 それでは、議会運営委員会で決定いたしました本臨時会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、本日4月21日に議会運営委員会で協議した結果、会期は本日1日と決定いたしました。

議事日程につきましては、今臨時会に上程された同意第1号、承認第2号から承認第5号、議案第15号について、提案者から提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定いたします。

議案第16号の補正予算議案については、提案者より提案理由の説明の後、予算決算常任委員会の付託を省略し、審議決定を行います。

以上で全日程を終了することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○今村好市議長 お諮りいたします。

今臨時会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、今臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日と決定いたしました。

○同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任について

○今村好市議長 日程第3、同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 先ほどは大変お世話になりまして、お疲れさまでございました。

それでは、ご指名でございますので、今回は冒頭のご挨拶は抜かしていただいたということを踏まえ、議案第1号というか、同意でございますが、同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任についてということでご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産を適正に評価できる者として、議会の同意を得て、税務課長を選任してきたところでございます。

このたびの選任は、税務課長の職にあった荻野剛史氏が、令和4年4月1日付の人事異動により、税務課長の職を退きましたので、新たに税務課長となった高瀬利之氏を選任したいものでございます。そういう意味での議会の同意を求めさせていただくものでございますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

人事案件でございますので、以上が全てでございます。

よって、担当課長の説明は予定しておりませんので、よろしく願います。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して採決することに決定いたしました。

これより同意第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）

○今村好市議長 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 引き続き、承認第2号ということで、専決処分を行わせていただいた事項の承認についてということで、内訳は板倉町税条例の一部を改正する条例ということであります。

本案につきましては、令和4年度地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布されました。このため、板倉町税条例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

主な改正の内容でございますが、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の現行5%から半分の2.5%とする措置でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。改めて、これにつきましても、担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

○承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

○今村好市議長 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 引き続き、承認第3号、同じく専決処分事項の承認についてでございます。（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）ということでございます。

本案につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、令和4年3月31日に公布されたところであります。このため、本条例においても、上位法の改正に伴う改正をする必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正の内容につきましては、固定資産税の課税の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間、延長するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。同じく、改めて担当課長の説明は予定いたしておりません。よろしくお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

○承認第4号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○今村好市議長 日程第6、承認第4号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、承認第4号であります。同じく専決処分事項の承認についてということで、内容は板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということであります。

本案につきましては、令和4年度地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことにより、このため板倉町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたということでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

主な改正の内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び新型コロナウイルス感染症の影響による減免の期限を1年間さらに延長するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。同じく、改めて課長の説明は予定いたしておりません。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 先ほど担当課長の説明は省略しますということなのですが、もうちょっと詳しくこの経緯を説明していただきたいと思うのですが、よろしいですか。

○今村好市議長 高瀬税務課長。

[高瀬利之税務課長登壇]

○高瀬利之税務課長 今回の関係につきましては2点ほどございますので。

1つが、課税限度額の引上げというものが一つございます。これにつきましては、国民健康保険税の基礎課税額、医療費分になりますけれども、これの課税限度額を現行の63万円から65万円に引上げる。それと、もう一つが、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に改めるというものが一つございます。

もう一つが、先ほどの全員協議会でご説明させていただきました、減免措置を1年間延長するというような内容でございます。

以上でございます。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 前段の63万円から65万円に限度額を引上げたというのは、これは先ほどの説明だと、国の何か関係があって引上げたというふうに聞こえたのですが、そういうことではないのですか、これは。板倉の国保税を単独で引上げたということ。どっちなのですか、これは。

○今村好市議長 高瀬税務課長。

[高瀬利之税務課長登壇]

○高瀬利之税務課長 お答えいたします。

国の税制改正に係る地方税法の一部が改正されたため、今回板倉町の国民健康保険税条例についても改正する必要が生じたということでございます。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 限度額の引上げというのは、別に板倉だけではなくて、全国一律ということなのでしょうか。

○今村好市議長 高瀬税務課長。

[高瀬利之税務課長登壇]

○高瀬利之税務課長 そのとおりでございます。

○今村好市議長 ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

○承認第5号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）

○今村好市議長 日程第7、承認第5号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 承認の第5号であります。同じく専決処分をさせていただいた、そのことへの承認について求めるものであります。中身は、板倉町介護保険条例の一部を改正する条例ということであります。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険第1号被保険者に係る介護保険料の減免について、減免措置の特例を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を減免申請の事由とする場合における減免の対象及び減免申請期限について変更するものでございます。

減免の対象は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料であり、申請期限は令和5年3月31日でございます。

以上でございますので、これも担当課長の説明は予定しておりません。よろしく申し上げます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより承認第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

○議案第15号 町有財産の取得について

○今村好市議長 日程第8、議案第15号 町有財産の取得についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど4議案については承認案件ということで、専決処分についてのご承認をいただいたところであります。本議案第15号及び16号につきましては、議案でございますので、ご審議も含めてお願いを申し上げたいと思います。

町有財産の取得についてでございます。本案につきましては、板倉町洪水時緊急避難場所整備事業に伴う事業用地を町有財産として取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1の西岡地区につきましては、場所は板倉町大字西岡字前原430番地ほか21筆、面積は2万2,195.23平方メートル、地目は畑及び雑種地、取得予定価格は7,304万7,936円、契約の相手方は、小島孝一氏ほか12名ということになっております。取得予定年度は、令和4年度でございます。

2の海老瀬地区につきましては、場所は板倉町大字海老瀬字山口4814番地1ほか14筆ということで、面積は同じく1万8,229.81平方メートルでございます。地目は畑及び田ということでございます。取得予定価格は6,198万1,354円、契約の相手方は大塚雅仁様ほか7名、取得予定年度は、同じく令和4年度でございます。

以上、町有財産の取得についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議をいただきたく、また決定を、ご承認をいただくようお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○今村好市議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議案第16号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

○今村好市議長 日程第9、議案第16号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、議長の指示に従って議案第 16 号の提案理由を申し上げます。

令和 4 年度板倉町一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。本補正予算につきましては、第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算額の総額に歳入歳出それぞれ 8,270 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 61 億 6,470 万円とするものであります。歳入につきましては、国庫支出金に 7,414 万円、繰入金に 856 万円を追加し、歳出につきましては、総務費に 8,270 万円を追加するものでございます。

今回の補正理由でございますが、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い方針が令和 4 年 1 月に示されました。示された時期が年度末という時期の関係もありまして、実施事業の精査は困難であったことから、令和 4 年度当初予算へは計上いたしませんでした。このたび事業内容を検討し、実施事業を決定いたしました次第でございます。速やかに事業を実施するため、補正予算として計上するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、先ほどの説明も別の席でさせていただいたところではありますが、よろしければ割愛はしますし、必要であると思っておりますので、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○今村好市議長 伊藤企画財政課長。

[伊藤良昭企画財政課長登壇]

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、細部につきましてご説明させていただきます。

議案書の 1 ページから 5 ページまでにつきましては、先ほど町長の提案理由の説明のとおりでございますので、私からは 6 ページ、7 ページを使いまして説明させていただきます。

まず、歳入でございますけれども、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして 7,414 万円を追加いたします。

下のページ、歳出の合計が今回の補正額 8,270 万円となっておりまして、歳入につきましては、国庫補助金との差額につきまして、19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金として 856 万円を追加いたしまして、合計の補正額が 8,270 万円とするものでございます。

対しまして、7 ページが支出でございます。支出につきましては、2 款総務費、1 項総務管理費、16 目感染症対策費といたしまして 4 項目でございます。初めに、主食用米作付農家支援事業といたしまして、農家への補助金 1,000 万円を追加いたします。

次に、都市計画基本図修正事業といたしまして、業務委託料 1,700 万円を追加いたします。

続いて、小中学校教室内扇風機更新事業といたしまして、工事費に 1,510 万円を追加いたします。

続いて、板倉中学校体育館エアコン整備事業といたしまして、工事設計管理費業務委託料 270 万円、エアコン整備工事費 3,790 万円、合計 4,060 万円を追加するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○今村好市議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は補正予算議案であり、予算決算常任委員会へ付託すべき案件であります。委員付託を省略し、本会議で審議したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

議案第16号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

黒野議員。

○9番 黒野一郎議員 それでは、7ページ、コロナの関係ですけれども、小学校、中学校の扇風機ですけれども、約300台ですか。そうすると、1台5万円ちょっとぐらいかなと思うのですけれども、どんなような扇風機なのか。

それからもう一点、その下の板中体育館のエアコンということですが、これも中2階が3台、下が8台、合計11台ですか。そうすると、1台がかなり金額が高いエアコンかなと思うのですけれども、その中で、では小学校の体育館と例えば海洋センターの体育館はお考えはないというのか、予算の範囲ですから、これ以上つけられないというのか、その辺を3点ご説明いただけますか。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

〔小林桂樹教育委員会事務局長登壇〕

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、ただいまの黒野議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、扇風機でございます。どのような扇風機かというご質問であるかと思っておりますが、扇風機につきましては、天井に取りつけてあるタイプのものでございまして、通常的首振り型の扇風機ということでご理解いただきたいというふうに思っております。

価格につきましては、概算でございますが、1台当たり約3万2,000円程度を予算として計上していただいております。

次に、体育館に設置するエアコン11台でございますが、このエアコンにつきましては、体育館のアリーナ部分でございますが、こちらに8台、それから2階の卓球場部分に3台の設置を予定しているところでございます。

アリーナ部分に設置するエアコンにつきましては、スポットエアコンと言われているものでございまして、家庭用のエアコンと違ひまして、家庭用のエアコンであれば、室内を全体的に温めたり冷やしたりするものでございますが、体育館や工場、倉庫等の大空間でございますので、その下半分ですか、約4メートルの位置に設置いたしまして、強力な風を送って、その4メートルから下の部分、通常人が活動する部分について、冷房であるとか暖房をするというものでございます。こちらのエアコンにつきましては、単価でございますが、おおよそ1機当たり108万円程度と見積りさせていただいたものでございます。

それから、卓球場に設置を予定しておりますエアコンにつきましては、天つり型のエアコンとなります。これは、通常各小中学校に、もう既に整備させていただいておりますエアコンと同様のものでございまして、壁側に、天井に設置して室内を冷暖房するというようなエアコンのタイプとなっております。こちらの天つり型のエアコンにつきましては、価格が、概算でございますが、1台当たり69万円ほどという見積りをして

ございます。

次に、最後になりますが、海洋センターや小学校等の体育館への設置の予定はないかというご質問であると思います。こちらにつきましては、現在小学校2校の体育館につきましては、老朽化が著しいということで、今年度を初年度といたしまして、外壁であるとか、また屋根であるとか、または体育館のトイレであるとか、その部分の大規模な修繕を実施するというので、こちらは8年計画で実施を予定しているものがございます。そのようなこともありまして、今後そのエアコン等の設置を計画いたしますと、そちらの工事への影響等も生ずるということがございます。

また、今回はこの予算ということで、100%の補助金を活用してできるということもございますので、東小学校、西小学校、それから海洋センターの体育館へのエアコンの設置につきましては、その補修工事を終了した後、そのときの状況を見ながら検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○今村好市議長 黒野議員。

○9番 黒野一郎議員 今のご説明を聞きますと、若干金額の差が出るかなと思うのですけれども、例えば扇風機ですと1,500万円、300台弱ですか。計算すると289台だと思いますけれども、先ほど私が申し上げたのは、平均すると1台5万円ぐらいで、三五、十五だから。だけれども、今聞きますと、1台3万2,000円ぐらいということは、若干値段が落ちたかなと思うのですけれども。

それから、エアコンの関係で、これは体育館内に置く、移動式スポットエアコンなのですか。違いますよね。外側につくエアコンだか分かりませんが、値段がやっぱり100万円ちょっとで、2階の卓球場が70万円弱ですけれども。そうしますと、計算しますと、数字がかなり少ない数字かなと思うのですけれども、それでよければ、余れば当然、もし小学校の体育館とか海洋センターだって可能かと思うのですけれども、差額を、見積りの書いてある金額と今ご説明があった金額とは、若干よりも多めに、少なくなっているような感じなのだと思います。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、引き続き黒野議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたエアコンの単価、扇風機の単価に比較して、予算額が多いのではないかとというようなご質問かというふうに理解してございますが、先ほどご答弁させていただきました金額は、その扇風機であるとかエアコン本体の価格でありまして、工事に際しましては、そのほか、扇風機の設置につきましては、そのほか撤去の処分費がかかります。また、諸経費等もかかってきますので、その更新工事、新設工事、それから撤去処分費、諸経費、これを合計した金額で予算のほうは計上させていただいておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

また、体育館のエアコンの整備工事につきましては、やはり先ほど申し上げました金額は、あくまでもそのエアコンの単価、製品代ということで単価でございますので、この工事に当たりましては、さらに設計管理費270万円、そのほか据え付け配管工事費として約900万円、電気設備工事費として、こちらも約900万円、またその工事の管理費といたしまして790万円というような金額がまた別にかかってきますので、これらの金額を積み上げた金額の合計が、この事業費ということでご理解をいただければというふうに思っております。

す。よろしくお願いいたします。

以上です。

○今村好市議長 黒野議員。

○9番 黒野一郎議員 先ほど町長のほうが、話せるものは話したほうがいいと、明確にしろという話も先ほどの議員協議会でございましたけれども、では黙っていけば分からなかったわけです。数字はこのとおりであっても、聞かなければ、質問しなければ分からないと思うのですけれども、質問したから分かったわけなのですけれども、やっぱりできれば、数字をここに出したら、工事費含めて1台幾らですとか。

我々は分からないから、もしこれで余のだったら、では先ほど話があったとおり、小学校とか海洋センターにもつけられるのではないですかと、私も付け加えて話したのですけれども、できれば工事費含めて、トータルで1台幾らですとか、扇風機幾らとかエアコンは幾らですかということをはじいたほうが分かると思うので、その辺。

こればかりではないと思うのです。いろんな中で、いろんな工事があるわけですので、できればひとつ、これも含めて、今後は、1台なら、これとこれとこれで合計幾らですから、これだけなので1,500万円ですとか、そういう数字のほうが私はいいと思うので、その辺をひとつお願いしたいと思います。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 非常にごもっともなご指摘でございまして、常々私自身の姿勢は、先ほど、始まる前の、前段の会議の反省として話合っていたことがそちらに聞こえた。

それからすれば、まさに姿勢そのものが聞かれただけ答えるとか、聞かれなければ答えないとかという、非常に不満足な回答であったことは認めざるを得ないということで、これからはご指摘のように、基本的には説明を求めるわけですから、何千万という数字があったら、おおむねその何千万になる大きなものを、例えば上から5つ申し上げるとか、そういう分かりやすい説明に徹するべきであると。

なかなか、幾ら言っても、13年、14年務めてさせていただいていますけれども、長年訓練されているのでしょうか、そういうことで非常に申し訳なく思っております。

質問は、できればないほうが、一発で納得していただければ、それがよろしいことですし、そういう意味では今後、今のご指摘を十分参考にして、参考にしてというよりも勉強にして、よりよい説明に努めさせるということで、私のほうから陳謝申し上げます。申し訳ありません。

○今村好市議長 よろしいですか、黒野議員。

○9番 黒野一郎議員 今の町長の、最後に陳謝という言葉が出ましたけれども、それは結構です、取り下げていただいて。

[何事か言う人あり]

○9番 黒野一郎議員 結構です。

以上です。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 お疲れさまです。針ヶ谷です。よろしくお願います。

黒野議員の関連になるのですが、小中学校教室内の扇風機、中学校へのエアコンの整備ということですが、

これは内容のことですので、夏前に工事が完了する必要があるのかなと思って、年度予算ですので、年度内ということで、活用するのであれば、夏前に設置が終了したほうが活用ができるかなと個人的には思うのですが、ただ昨今のいろいろな状況で、物品の確保ができていますかどうか。どのような予定を計画しているのか、あるいは予定どおり計画は進むような段取りというか、確認が取れているのかという部分について確認させていただきたいのですが、答弁をお願いいたします。

○今村好市議長 小林教育委員会事務局長。

[小林桂樹教育委員会事務局長登壇]

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、針ヶ谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の1点目でございますが、設置時期でよろしいでしょうか。設置時期は、扇風機にしてもエアコンにしても、夏前、夏が一番需要が高まる時期でありますので、そちらの時期に間に合うのかというご質問かと思いますが、まず最初に扇風機につきましては、この後、ご承認いただきましたら、6月には入札を行っていききたいというふうに思っております。

7月下旬には工事着手いたしまして、教室に設置してある扇風機を一度撤去して、さらにまた新しいものに取り替えるという作業でございますので、かなりの台数でございますので、これを一度に行うには、やはりどうしても長期の休みのときでないと間に合わないというような状況がございまして、7月の下旬に工事に着手、8月いっぱいには工事を完了いたしまして、2学期からは、新たにその扇風機を利用いただけるような環境を整えたいというふうに考えているところでございます。

次に、体育館のエアコンの整備でございますが、こちらにつきましては、まず最初にその工事の詳細設計を行わなくてはならないという手続がございまして、この手続に、やはり6月から9月ぐらいまでの期間を要するというふうに見込んでおります。

その後、9月下旬に工事のほうを発注いたしまして、約3か月の工期というふうに伺っております。12月中、いっぱいまでを工期というふうに考えているところでございまして、使用開始につきましては、年明け1月からとなるようになるということでございます。

体育館につきましては、時期が、夏には間に合わないというような状況で、大変心苦しく思っておりますが、1月の成人式や、それからかるた大会、こちらには間に合うように努力していききたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

それから、物品の手配はされているのかということでございますが、こちらにつきましては、まだ予算のほうも承認いただいている状況ではございませんので、この後予算の承認をいただきましたら、そちらの物品の確保について手配をしていききたいというふうに思っております。この原油高やウクライナ情勢等で、スムーズに物品が調達できるかどうか不透明なところは確かにあるかというふうには考えておりますが、先ほど申し上げました時期に、きちんとこの整備が整うように努力してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○今村好市議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。小中学校の扇風機については、校舎内の工事ということで、時期的に致し方ないかなというふうに思いますけれども。

台数が、先ほど黒野議員の質問の中にもありましたけれども、300台近くあります。なかなか在庫を抱えている企業というのが、今は少ないのかなという。入札後というか、契約後発注ということになると、もう少し工期がずれてくる可能性もありますし、入札の段階でやはりその辺の確認が必要になってくるのかな。そうすると、やっぱり工期、利用できる時期というのは変わってくるし、特に今言ったように、やっぱり夏休み中に工事をしないと利用ができないということであれば、そこは逆に言うと、夏休み中の期間を区切られてしまうとか、限定されてしまうところがあると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

中学校につきましては、詳細設計をした後の工事ということでもありますけれども、こちら部品について、今手に入りづらいところの部品が入ってくるのだらうと思いますので、これで在庫があればいいですけども、なければ、またちょっと期間的に余裕がなくなってくるのかなという部分もありますので、その辺も含めて、入札の際、ご確認いただければと思っております。

中学校の体育館につきまして、シーズン中ですので、授業ですとか部活動ですとかに影響が出てくるのかなと思うのですが、その辺についてのご配慮のほうもぜひ、工事期間決定後はよろしくお願ひできればと思います。

以上です。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 今回の補正予算の件ですけれども、コロナウイルス感染症対策とかということに基づいての国からの交付金を使つての4事業の選定だったと思うのですが、いろいろ検討した結果、この4事業に選定されたと思うのですが、私は要望なのですけれども、せっかく国から交付金が来た機会にいろいろ事業を選定されるのは、いろいろ検討した結果だと思っております。

私は、前にLEDの交換のときなんて、国からの交付金で大分お金をかけてやったこともあるのですが、あのときもなのですけれども、いつも、何回か、これは私の個人的な感覚の問題だと思うのですが、板倉町に非常に暗いところがいっぱいあるわけです。それで、これは感覚の問題ですから、どこが暗いのだという人がいるかもしれないし、暗くないのではないかとという人もいると思うのですが、私の個人的な感覚ですと、非常に暗い箇所が幾らでもあるのだと。

何回かこの議会でも要望というかお願ひしているのですが、2,000万円もかければ板倉町は明るくなるのだという回答は何回か受けているのですが、住民から、防犯灯の設置とか、そういう要望が強いのはないのだというふうなことで、町でも一般会計で毎年数十万円程度の予算はつけておるわけなのですが、重要なところを一気にやれば、随分明るく、変わった風景になるのではないかなと私はいつも思っているのですが、要望しているのですが、そういうことも絡めて、2,000万円もあれば全部明るくなるのだと、がらっと変わるのだということは何回か説明を受けているのですが、住民から要望が余りないので、そのままになっているのだというような回答を得ているのですが。

これは、個人の感覚ですから、明るいとか暗いとかというのは。私は、まだ明るくするような箇所が結構あるのかなと思うので、2,000万円は別にしても、500万円でも700万円でもかけると、随分これは明るくなるのかなと思うので、ぜひこういう交付金とか、こういうのがある機会に、検討していただければと思うのですが。

これは、私の個人的な感覚ですから、いや、そんな、どこが暗いのだいという人もおるかもしれないし、私もこういう田舎で生まれて育ったのですけれども、暗いには随分慣れていて、真っ暗でも自転車なんかに乗れたという記憶があるのですけれども、都会で何年か……1年ぐらいいて帰ってきたときに、えらい暗いな、ここはと思って、自分が20年近くも住んでいたところを非常に思ったことがあるのですけれども、それは個人的な感覚というような問題があると思うので、それはいろいろ人によって受け取り方は違ってくると思うのですけれども、ぜひそういうことも参考にしてもらって、せっかくこういう交付金なんていただいたときには、4事業もあるので、そういったことも検討していただけないかなと思うので、要望としてお願いしたいと思っておりますけれども、何か答えがあったら。答えがなければ結構ですけれども。

○今村好市議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 きっと期待に応えられるような答えにはならないのだろうと思います。

明るいほうがいいということは、私も同感であります。子供が育つうち部屋が足りなくて、どんどんうちを大きくして、青木議員のうちも部屋はどこも、全部部屋中真っ赤っかに明るくしているのでしょうか。いる部屋だけで、ほかが真っ暗だなんていうと、今は外から見ると人がいるかどうか分からないぐらい。8部屋も10部屋もあって1部屋ぐらい、これも果たしていかがなものかとも思いますが、これから先、もちろんエアコンやそれらも設置をすれば、運転経費もかかるし、毎年ずっと下がることはない。どんどん、どんどん経常経費がかかっていくことを考えますと、考え方の違いもあろうかと思いますが、十分参考にはしますが。

でも、青木議員は昔、暗い経験をされたことがあると。お年からしても、あるいはご出身も栃木市、栃木県だと聞いておりますが、藤岡市さんから見ると、板倉というのは、これだけでも、何ぼ主要町道が明るくなって、あるいは県道も含めて明るくなって、この近隣では、例えば野木町の真瀬町長さんも言います。言われてから初めて気づくぐらい、確かにご指摘のとおり、まだ主要道ぐらいきりついていませんが、上を見ても切りが、東京と比較すれば切りもないかもしれませんし、下を見れば切りがないということもありますし、果たして皆さん自身が、もちろんLEDであれば、今までの電気からすれば、随分と経常経費は落ちているはずですが、先ほど言ったように、必要のないところまで明るいことは、いいことだで通る時代なのかどうかということも。

全てそういうふうにやっていくと、行政も財政も広がる一方ということになりますので、貴重なご意見として承ってはおりますが、また重要度に鑑み、まだより暗いところが、ここは明るくすべきというところは、行政区から陳情がなかりうがであろうが、やるときもあるかもしれませんので、一応承っておきながら、今の時点での考え方ということで、いろいろ総合的に考えていきたいというふうに考えますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○今村好市議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 それは、明るいとかに関する感覚は、個人の気持ちの持ち方だから、感度だから、これはいろいろ違うのですけれども、ぜひね。それは、下を見れば切りがない、上を見れば切りがないということなのですけれども、それほどのお金が、電気代がどうのこうのということも、そんなに今はないのでしょけれども、そういう暗いスポットというのが幾つかあると思うのです。

私は、ニュータウンのことを言っているのではないです。ニュータウンなんかは、ほかに比べると、昔、うまい言葉を使った人がいるのですけれども、「ここはラスベガスみたいなところだな、板倉のな」と言って、そういうふうに言われた方がいますけれども、夜通し電気がついていて、ほかから比べると非常に明るい。あそこの箇所だけ、ほかから見ると違和感があるみたいな明るさがあるのですけれども。だけれども、私はそういうことを言っているのではない。ほかのところを言っているのです、言っているのは。そういうことで。

それと、参考までに、前、ちょっと気になっていたのですけれども、最近、この議案とは関係ない。補正予算とは関係ないので、一つだけちょっとお聞きしたいことがあるのですけれども、ついでだから聞きたいのですが、電気料金のことなのですけれども、前、板倉町が新電力とかなんとかというのに変えて、安くなるのだというので、やりましたよね。その新電力というのは、いろいろ問題が起きて、最近幾つも倒産している会社があって、あるいは倒産しなくてもやめたとか、いろいろな問題が起きているようなのですけれども、板倉町が導入した新電力の会社というのは、別に問題なく、電気料金も問題なくやられているのですか。

○今村好市議長 直接議案には関係ないので、後で、調査をした上で回答するということでよろしいですか。

○10番 青木秀夫議員 はい。

○今村好市議長 では、先に進みます。

質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○今村好市議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○町長挨拶

○今村好市議長 以上で今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 ただいま青木議員の質問については、本論とちょっと違うということで、後で正確に現状の、あと旧庁舎と新庁舎になってから電気料が、新しくなれば利便性も増えるけれども、支出も増えるみたいなこともあるのかどうか、それらも含めて担当課長に指示をして、後ほど、いつか近いうちに答えたいと

思います。

今日は、そういう意味で、前半の全協に続きまして、臨時議会を開かせていただいて、ただいまは原案どおり全部認めていただいて、大変ありがとうございます。

そういうことで、特に防災緊急避難所取得に伴う議案はご決定いただかないと、あるいは先ほどのものも、物を押さえるにも何するにも、議会の了解を得ないと前に進めないというものもそこにありましたので、今日お認めいただいた上で、それぞれ目的あるいは完成に向かって進んでいけることとなりましたのでということで、頑張っていきたいというふうに思います。

現状で、先ほども申し上げましたが、全員の地権者の方のご了解は、買収に依拠するという意味でのご了解はいただいておりますということで報告を受けておりますので、これで明日から取得へと、さらにもう一步進むことができますので、非常にありがたいことだというふうに思っております。

それらが終了次第、引き続き今度は工事発注に向けて、もちろん並行して進めさせているものは進めているわけではありますが、そういったことも含め、早期完成のため、全力で進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、常々申し上げておりますが、並行して具体的なソフトの面、ハードは出来上がっても、どういうふうにご利用していくのだということのルールづくりとか、そういった面も、これが非常に難しいのではないかという感じはしておりますが、難しくても何でもやっぱり、ではこの高台の、誰が車で乗り入れるのかということ、これ一つ考えても、おそらく非常に難しいなという感じはしておりますが、合意を取りながら、新しい区長会さんも誕生いたしましたので、それらの団体とも話し合いながら、また重要なところはもちろん議会にお諮りしながらということでございます。

そういった折には、ぜひ私的なプランでももしありましたら、担当あるいは議会独自で、こういうふうにするべきだというご指摘も当然議論いただくことのほうがありがたいわけでもあります。また、全員ばらばらでは取上げようもないということですので、過半数以上の意見でまとめたものを出していただけることが、こちらにも真剣に対応する一つの大きな要素になるということも含めて申し上げさせていただきながら、今後コロナ関連も、これも先ほどの繰り返しになりますが、ウィズコロナという、国、県、そういう方向に行っていますので、ちょっとお金を、言ってみれば予算をつけてまで、どこどこに旅行へ行きなさい、食事をしなさいみたいな、そういったものは、私はいかがなものかなと。お金の使い道はもっともっとあるのだろうと思ひますが、いずれにしてもそれも我々には手の届かない、国のやること、あるいは県のやることでもありますので、それらを含めて、イベントや研修あるいはその他集合行事等々、やれる方向で検討を進めていきたいという対応をしていきたいということでもあります。

いよいよ春のゴールデンシーズンであります。自然相手の農作業あるいは家庭菜園等々も含め、非常に外で働ける、動ける時期ともなっておりますが、何日か前、当町でもヘリコプターを呼ぶような不慮の事故死もあったようでございまして、いつ自分の先に闇が来ているのかどうかも、残念ながら我々自身も分からないわけでもありますので、それぞれお互いで貴重な期間、忙しくなる、あるいは外に出て活発に動けるようになる。その反面、コロナで体はいわゆる順化されていないという、相反するものが一挙に花開く時期でもありますので、自ら気をつけながら頑張りたいというふうに、自分に対しての戒めと同時に、皆様にも老婆心ながらということで申し上げさせていただいて、お礼のご挨拶といたします。

大変今日はありがとうございました。

○閉会の宣告

○今村好市議長 以上をもちまして令和4年第1回板倉町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでした。

閉 会 （午後 4時26分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和4年7月27日

板倉町議会議長 今 村 好 市

①署名議員 本 間 清

②署名議員 小 林 武 雄